

令和5年3月17日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長及び同局保健医療部健康増進課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

消費者庁通知の概要

食物アレルギーの義務表示対象品目として「くるみ」を追加するほか、遺伝子組換え表示制度に係る改正などを主な内容とする食品表示基準が一部改正されたこと及び食品表示基準の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準Q&A」を一部改正した。